

運転免許証等の自主返納手続き

病気や年齢等により運転に不安のある方や、免許が不要になった方は、本人の申請による運転免許の全部取消し又は一部取消しができます。

また、全部取消しをした場合は、希望により運転経歴証明書又はマイナ経歴証明書の申請することができますので、「**運転経歴証明書等の申請手続き**」を参照してください。

受付場所	受付曜日・時間
<p>福井県運転者教育センター</p> <ul style="list-style-type: none"> • 春江 坂井市春江町針原58-10 0776-51-2820 • 丹南 越前市余田町2-1-1 0778-21-3613 • 奥越 大野市南新在家32-1-4 0779-66-7700 • 嶺南 三方上中郡若狭町倉見1-51 0770-45-2121 	<p>1 全部取消し (1) 平日 午前10時～午前11時 午後2時～午後4時 (2) 日曜 第1日曜日は嶺南、第2～第5日曜日は春江で受付が可能です。事前電話予約が必要となります。</p> <p>※ 申請者が運転者教育センターに来所することが困難で、家族等が申請者に代わって来所する場合は、「代理申請について」を参照してください。</p> <p>※ 自主返納と同時にマイナ経歴証明書をご希望の方は、運転者教育センターのみで受付</p> <p>2 一部取消し 平日 午前8時30分～午前11時 午後1時～午後4時</p> 
<p>住所地を管轄する警察署</p>	<p>1 全部取消し 平日 午前8時30分～午後4時</p>
<p>必要書類</p>	<p>○運転免許証、マイナ免許証（有効期限のあるもの）</p>
<p>手数料</p>	<p>1 全部取消し 無料</p> <p>2 一部取消し (1) 下位免許を受けない場合 無料 (2) 下位免許を受けする場合 ・1種目・・・2,050円 ・2種目以上は1種目ごとに200円加算</p>
<p>◎ マイナ免許証の自主返納手続きについては、上記の福井県運転者教育センターへお問い合わせください。</p>	

※1 免許取消しをした後は、取消した免許に係る車の運転はできません。送迎又は公共交通機関をご利用してお越しく下さい

※2 高齢者（65歳以上）の方で病気等の理由により、本人又は代理人の方が運転免許証の全部取消し（自主返納）をするため免許センター又は警察署に赴くことができない場合は、警察署の職員が自宅等を訪問し、免許の全部取消し申請を受理することができます。詳しくは職員の訪問による自主返納をご覧ください。（マイナ免許証は除外します）